

[4] 【地域】

特色化選抜【地域】は、串本古座高等学校未来創造学科（地域探究コース）で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【地域（全国募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【地域】を実施する高等学校が定める「令和 8 年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選拔出願条件」（別表 3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【地域】の募集枠は、10 名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、串本古座高等学校で受け付ける。

令和 8 年 1 月 22 日（木）	午前 9 時から午後 3 時まで
--------------------	------------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和 8 年 1 月 15 日（木）から 1 月 22 日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第 1 号様式）
- イ 受検票（別記第 2 号様式）
- ウ 志願理由書（別記第 6 号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）をはること。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第 1 [2] 第 5 項第 2 号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第 7 号様式）
- イ 副申書（別記第 3 号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第 4 号様式）

(3) 高等学校長の手続

第 1 [2] 第 5 項第 3 号に準じて行う。

5 調査書等の作成

第 1 [2] 第 6 項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接・作文検査を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・作文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和8年1月29日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼入場	作文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・作文検査は、原則として串本古座高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

第1〔2〕第9項に準じて行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

- (1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。
- (2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和8年3月31日（火）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (3) 前各項のほか、特色化選抜【地域】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。